

原告第3準備書面

令和6年(ワ)第2744号 損害賠償請求事件

原 告 松 竹 伸 幸

被 告 伊 藤 岳

原告第3準備書面

2025年10月22日

さいたま地方裁判所 第2民事部2B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 佃 克彦

同 平 裕 介

同 伊 藤 建

同 堀 田 有 大

原告は本書面において、被告の準備書面(3)～同(5)に対して認否・反論等をする。

第一 準備書面(3)に対して

一 同書面第1の1（1～2頁）に対して

この2頁で被告は、

「事実を歪め相手方を誹謗するような言論でない限り、言論・表現の自由として最大限保障されなければならない」

などと言う。

「誹謗」という非法律概念を用いた上、「言論・表現の自由」という抽象的な概念を持ち出しているところに被告の主張の疎漏さがあらわれているがそれ

はともかく、被告の挙げる上記のテーゼのうち「事実を歪め」ではならないとの部分は、名誉毀損法理が真実（相当）性を要求していることと符合するところである。

つまり被告は、本件発言（訴状3頁）の摘示する事実、即ち、  
“原告が「権力側」即ち与党側から『本を出さないか』と言われ、それに応じて本を出した、との事実”（以下「**本件摘示事実**」という。）  
に真実性ないし真実相当性があることを立証しなければならないのである。

## 二 同2（2～3頁）に対して

争う。

ここにおける被告の言い分は畢竟、極めて薄弱な根拠をもって“被告にオマケして”と言っているだけである。

## 三 同書面第2の1（3～5頁）に対して

ここにおける被告の主張は、何を言わんとしているのか意味不明である。

被告の主張によれば、原告による①～⑦（3～4頁）の主張に対し、日本共産党（以下「党」という。）が乙13～17の反論をした（5頁）、とのことであるが、だから何だというのか。

本件で問題になっているのは被告の本件発言なのであり、原告の見解に対する等の反論を並べることで被告が何を言いたいのか皆目分からない。

## 四 同2（5～6頁）に対して

### 1 認否

被告がここで引用する媒体に原告の見解が掲載されているとの限りで認め、別表における要約内容は否認ないし争う。

2 原告の主張

ここにおける被告の主張も何を言いたいのか分からぬ。

五 同3（6頁）に対して

認める。但し原告はその有効性を訴訟で争っている（東京地裁6年(ワ)第5849号）。

六 同4（6～7頁）に対して

認める。

七 同書面第3の1（7～8頁）に対して

1 ここで原告は

「政治的言論である被告の言論は、『その方法、内容において適當と認められる限度を超えない』かぎり、違法性を欠く」

などと述べて1963（昭和38）年最3小判を挙げるが、謬論を超えて暴論である。

同最判はそのようなことは全く説示していない。

同最判は、

「自己の正当な利益を擁護するためやむを得ず他人の名誉、信用を毀損するがごとき言動をなすも、かかる行為はその他人が行つた言動に対比して、その方法、内容において適當と認められる限度を超えないかぎり違法性を缺くとすべきものである」

と説示しているのである。

つまり、“自己の正当な利益を擁護するためやむを得ず”という、いわば“正当防衛的な”状況における違法性の判断方法を示したのであって、“政治的言論だから”などという要件は全く提示していない。

被告は2頁で原告について

「ごく一部の表現を切り取って繋ぎ合わせ」

などと無意味な中傷をしていたが、「ごく一部の表現を切り取って繋ぎ合わせ」ているのはほかならぬ被告の方であろう。

2 また被告は、

「批判に対する反論としてなされた言論については、『批判の範囲を逸脱するもの』でない限り、違法性はな〔い〕」

などというが、根拠不明の独自の見解に過ぎない。

そもそもこのように外縁の極めて不明確な規範が紛争解決のための規範として使い物になる筈がない。

3 さらにいえば、被告は「批判に対する反論」などと言うが、本件において原告は被告のことを何ら批判していない。

即ち、ここにおける被告の言い分は、仮に被告の言う規範を採用したとしても、前提において失当なのである。

八 同2（8頁）に対して

不知。

この裁判例における被告の引用部分が一体全体どうして本件の判断の参考になるのか意味不明である。

九 同3（8～9頁）に対して

1 被告は「本件演説」につき、「原告の日本共産党との間の政治的論争の一環」であると言う。

(一) しかし、被告は被告であって党ではない。仮に被告の言うように原告と党との間に“政治的論争”があったとして、原告と党との論争に勝手に横から割り込んだ被告の名誉毀損発言が一体全体どうして“オマケ”しても

らえることになるのか意味不明である。

(二) そしてまた、原告と被告との関係でいえば、原告は、七3（4頁）で述べた通り、被告を批判したことなどない。

(三) さらに言えば、仮に“批判に対する反批判”という要素を勘案するとしても、誤った事実を述べてよいことには全くならない。

それは、公正な論評の法理（最3小判1997（平成9）年9月9日・民集51巻8号3804頁）が、論評による名誉毀損について、前提事実に真実（相当）性を要求していることからも明らかであろう。

反論をするにしても、虚偽の事実を言つてはならないのである。このようなことは当たり前である。

そうであるが故に、被告は、免責を得たければ、本件摘示事実につき、真実（相当）性が認められることを立証できなければならぬのである。

2 なお被告は9頁で、

「被告の本件演説は、原告に対する『批判の範囲を逸脱するもの』とは言えない」

などと何の論証も根拠もなく言つており、こういうところに被告の立論の緩さ（外縁の不明確さ故の恣意性）が露呈している。

誤った事実に基づく批判であればそれは正当な批判にはなり得ないのであり、したがつて、百歩譲って仮に被告の言う規範を採用したとしても、本件発言は、“批判の範囲を逸脱するものではない”などとは到底いえない。

十 同書面第4の1（9頁）に対して

否認ないし争う。

被告は「論争過程を全体として考察すると」などと言うが、本件で原告と被告との間には論争の過程など存在しないのであり、よつてここにおける被告の言い分は前提において失当である。

十一 同2（9～10頁）に対して

不知。

被告がここで挙げる裁判例は、被告本人と原告本人が論争し合っていた事例における判断である。

十（5頁）で述べているとおり、本件で原告と被告との間には論争の過程は存在しない。

十二 同3（10～11頁）に対して

ここにおける被告の主張に対する反論も、十（5頁）で述べたところと同様である。

被告は本件演説につき「政治的な言論の応酬の『一コマ』」であるなどと言うが、原告と被告との間には言論の応酬など存在しないのである。

被告は、外野からいきなり割り込んで原告について虚偽を述べて中傷したのである。

被告の主張は実態の歪曲である。

十三 同書面第5の1（11頁）に対して

社会的評価の低下の有無の判断が諸要素を勘案して行なうものであるとの限りでは争わない。

なお被告は2007（平成19）年東京高判を挙げるが、この東京高判の事案が本件とは全く様相の異なるものであることは一目瞭然であろう。

十四 同2（11～13頁）に対して

1 同（1）（11～12頁）に対して

被告はここで縷々述べるが、失当である。

12頁で被告は、原告の言論活動について「原告の考えは取り込まれている」と言う。被告がこのような論評をするのは自由である。

しかし、原告が行なっていないこと、即ち、原告が「今の権力側」から「本を出さないか」と言われ、それに応じて本を出した、などというありもしない事実を言ってよいことにはならない。

被告の主張は、論評が自由であることと、そうであっても虚偽を述べてはならないということとの区別がついていない。

## 2 同(2) (12頁) に対して

ここで被告は原告が除名されていることをもって社会的評価の低下がないと言うが、失当である。

社会的評価は、1本の棒グラフの高い低いで表現できるような単純なものではない。

党から除名されたという場面における原告に対する評価と、“権力側から『本を出さないか』と言われてそれに応じて本を出した”などと党を裏切ったかの如き事実を具体的に示された場面における原告に対する評価とで、原告に対する社会的評価が有意に異なることは自明なのであり、除名をされているからといって被告の本件発言に名誉毀損性がないことには全くならない。

## 3 同(3) (12頁) に対して

争う。

## 第二 準備書面(4)に対して

### 一 同書面第2 (2~4頁) に対して

#### 1 被告はここで、被告の本件演説につき、

「本件書籍の出版の背景事情について、原告の本件書籍以前の著書の内容、権力側の共産党攻撃の状況、新聞・雑誌のインタビュー記事の内容などを総合考慮して、原告の本件本の出版についての被告の評価を抽象的・概括

的に述べたものである。」（4頁）  
などと言う。

しかし被告の本件発言は、被告が3頁でその趣旨を書いているとおり、「原告のそのような発言に今の権力側が目を付け、本を出さないか、雑誌のインタビューに応じないか、いろいろ攻勢をかけていた。彼はそれに応じて本を出した。」

という趣旨のものなのである。

言うまでもなく事実摘示と論評との区別は、「証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項」か否かで行なうものであるところ（最3小判1997（平成9）年9月9日・民集51巻8号3804頁）、

a 今の権力側が目を付け、「本を出さないか」「雑誌のインタビューに応じないか」と言ったこと、

b 原告がそれに応じて本を出したこと

はいずれも「証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項」なのであり、よって事実摘示である。

2 なお被告は3頁で、

「被告は、権力側からの働きかけの内容を、『本を出さないか』に特定することなく、『いろいろ』な『攻勢』として幅広く捉えている。

これに対し、原告は、『雑誌のインタビューに応じないか、いろいろ攻勢をかけていた』という被告の発言を捨象した」

などと言ってあたかもこれが問題であるかの如く言うが、全く見当違いの謬論である。

確かに被告は「いろいろな攻勢」とも言っているが、それのみならず自身の発言で具体的に“権力側が「本を出さないか」と言った”旨を摘示しているのであるから、“権力側が「本を出さないか」と言った”旨の事実摘示がなされていることに変わりはない。

一体全体、「いろいろ攻勢をかけていた」と付け足すと、どうして「本を出さないか」との事実摘示が雲散霧消することになるのか、被告の言い分は理解不能である。

3 また被告は、

「『権力側』は『与党側』よりも幅の広い概念である」（3頁）  
と言う。

確かに「権力側」と「与党側」という漢字各3文字の意味内容のみを純粹な日本語として比較すれば、前者が後者より広い概念であるのはその通りであろう。

しかし言葉というものは文脈に照らしてその意味内容が決まるのであり、本件演説を聴いた一般聴取者の普通の注意と聴取の仕方を基準に解釈されねばならない。

そして、本件演説は、まさに被告が3頁で要約しているとおり、  
「岸田大軍拡の信認を目指し、与党権力の大攻勢の4つの攻勢が始まっている」という状況のなかで、4番目の攻勢として、反共攻撃をさらに進めるものとして、権力側が党の内部に手を突っ込んで党の内部から攪乱しようとする新たな攻撃として松竹問題を捉えている」  
ものである（~~~~~線は原告代理人）。

そうすると、そのような文脈で被告が“『権力側』が目をつけた”と言えば、一般聴取者は、その「権力側」とは、上記~~~~~線に見られるとおり、「岸田」側・「与党」側を指しているものと受け取ること必定である。

## 二 同書面第3（4～10頁）に対して

1 同1（4頁）に対して  
認める。

2 同2(1) (4~5頁) に対して

- ・ 原告が本件書籍以前にも多くの書籍を公刊していること
- ・ その書籍の見解に、日本共産党の綱領と異なるものがあること  
の限りで認め、その余は否認ないし争う。

3 同2(2) (5頁) に対して

認める。

4 同2(3) (5~6頁) に対して

認める。

5 同2(4) (6~7頁) に対して

被告はこの末尾で

「原告の見解は、同党の基本政策とは相いれないものであった」

と言うが、この点について争う。

被告がここで言う日本共産党の「自衛隊違憲論」と「日米安保廃棄論」に関する、同党と原告の見解についての原告の主張は、別紙のとおりである。

6 同4(1) (7頁) に対して

認める。

7 同4(2) (7~8頁) に対して

認める。

8 同5(1) (8頁) に対して

認める。

9 同5(2) (8頁) に対して

認める。

10 同6 (8~9頁) に対して

ここに書かれているような認識を被告が有している可能性は否定しない。

しかし、ここ10数年の党に対する「権力側」の攻撃は、以前ほどではないのではないかというのが原告の認識である。

11 同7（9頁）に対して

第1段落は認める。

第2段落については、準備書面(3)の第2の1及び同2で被告が引用している媒体に原告の見解が掲載されているとの限りで認める。

12 同8（9～10頁）に対して

本件書籍が2023（令和5）年1月19日に株式会社文藝春秋の「文春新書」から出版されていることは認め、その余は不知。

13 同9（10頁）に対して

ここで被告は、

「権力側から、2021年から2022年の政治状況のなかで、たとえば『本を出さないか』『新聞、雑誌のインタビューに応じないか』など『いろいろ』な働きかけがあって、原告がそれに応じるかたちで、新聞、雑誌のインタビューなどに応じ、原告が本件書籍を出版した」

ことが「評価」だという。

しかし、被告のかかる要約を前提としても、被告の上記要約は、「証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項」（最3小判1997（平成9）年9月9日・民集51巻8号3804頁）に他ならず、よって事実摘示である。

したがって被告は、

- a 権力側が即ち与党側が原告に「本を出さないか」と働きかけ、
  - b 原告がこれに応じて本件書籍を出版した
- という事実を立証しなければならない。

そして、被告がここまで「前提事実」であると述べてきた第3の1～8（4～10頁）の事実は、何ら上記a・bの事実を立証するものではない。

即ち、被告に抗弁の成立する余地はない。

原告第3準備書面

第三 準備書面(5)に対して

ここにおける被告の認否によって、原告第2準備書面の主張事実に争いがな  
くなった。

原告は別途内藤の証人尋問を請求する。

以上

別紙

被告準備書面（4）の第3の1（4）（6～7頁）で「原告の見解」として指摘されている問題は、被告の弁護団が原告の見解の変化発展を知らないまま記述しているのではないかと思われるほどの稚拙なものであり、その結果、原告と日本共産党（党）の双方の見解を歪めるものとなっている。

1 党が1961（昭和36）年の第8回大会に制定した旧綱領における党の立場は、被告の書面の（4）の箇所で述べられているように、純粋な「自衛隊違憲論」・「日米安保廃棄論」と呼べるものであった。

しかし、2004（平成16）年開催の第23回大会で旧綱領は廃棄され、全く新しい綱領が制定された。新綱領は、被告の書面の（4）の箇所で被告が引用している通り、「自衛隊については、海外派兵立法をやめ、軍縮の措置をとる。安保条約廃棄後のアジア情勢の新しい展開を踏まえつつ、国民の合意での憲法9条の完全実施（自衛隊の解消）に向かっての前進をはかる」と規定している

この新しい綱領の最大の特徴は、「日米安保条約廃棄前の段階」というものがあるとして、自衛隊も日米安保条約も存続している段階を想定しているところにある。党が2023（令和5）年に刊行した「日本共産党の百年」（新日本出版社）が、「（第20回党大会の）大会決議の内容は、2004年の綱領改定によって党綱領に明記されました」

と明記している通り、新綱領は第20回大会の決議を受け継ぐものであるが、その第20回大会の決議は、同じく「日本共産党の百年」を引用すれば以下のように、「日米安保条約廃棄前の段階」を設けるものであった。

「第20回大会（1994年）では未解明の課題として残されていた憲法九条の完全実施に向かう道筋——自衛隊の段階的解消をめざす党の立場を明確にし、『日米安保条約廃棄前の段階』『日米安保条約が廃棄され日本が軍事同盟から抜け出した段階』『国民の

合意で、自衛隊の段階的解消にとりくむ段階』という三つの段階で、憲法違反の自衛隊の現実を改革していく立場をあらたにしました。また、自衛隊が一定期間存在する過渡的な時期に、急迫不正の主権侵害、大規模災害など必要に迫られた場合には、自衛隊を国民の安全のために活用することを明らかにしました。」

2 一方、「日米安保条約廃棄前の段階」で党としてどんな政策を打ち出すかについては、これまで引用してきたように、新綱領では「海外派兵立法をやめ、軍縮の措置をとる」とされ、第20回大会決議では「急迫不正の主権侵害」の際の自衛隊の活用が述べられているのみである。新綱領の制定後のしばらくの間、それ以上の具体化はされなかった。そこに変化発展が起きたのは、2015（平成27）年、志位和夫委員長（当時）が野党の国民連合政権構想を提唱した以降である。その発展の内容は、志位氏自身が主導したこととして、2022（令和4）年に同氏が刊行した著作『新・綱領教室』（新日本出版社）で詳しく述べられている。

(1) 一つは、「連合政権としては、（安保条約の）『継続・維持』という対応をとる」と明言したことである。さらに、そういう対応をとるならば有事の際には「安保条約の発動を求めますか」とメディアから聞かれた際、「その時には、安保条約第5条で対応します」と断言したことである。

(2) もう一つは、自衛隊の合憲論を部分的に持ち込んだことである。それは2段階で持ち込まれた。

まず野党の連合政権に共産党が加わる場合である。党として自衛隊は違憲だとしつつ、「政府としての憲法解釈は合憲という解釈が続くことになる」と述べた。

この段階では、他の野党が首相を務める内閣の態度のことだから、「内閣一致」の原則から仕方ないものと思われた。しかしその後、共産党が首相となることを想定した「民主連合政府」の場合も自衛隊合憲論をとることが明確にされた。

同書に

「民主連合政府においても、先ほどお話ししたように、自衛隊と共に存する過渡的な時期がかなり続きます。この時期の憲法判断は、従来の政府の『自衛隊＝合憲論』を

民主連合政府としても引き継ぐことになります。」

とあるとおりである。

3 以上のように、党は、「日米安保条約廃棄前の段階」を前提として政策を打ち出して  
おり、すでに純粋な「自衛隊違憲論」・「日米安保廃棄論」の立場に立っていない。被  
告の書面の（4）の箇所で被告は、「原告の見解は、同党の基本政策とは相容れない」  
とするが、原告の見解は、党と相容れないどころか、党の見解の変化発展を踏まえ、原  
告なりに党の見解を豊かにしようとしたものなのである。